

| | | | |
|---|-----------------------|----------------------------|---|
|  | 号外 | 定価 1部 2円 | 「家族署名」は 書きましたか？ 新たな給与削減 阻止のためにも、 積極的な取 り組みをお願い します。 |
| | 昭和34年4月1日 第3種郵便物認可 | 発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内 | |

13 人勸情報-3

7.30人事院交渉・中央行動

月例給 一時金 較差 何とも言えない!

「報告」で給与制度の総合的な見直しを表明予定

公務員連絡会は7月30日、人事院職員福祉局長及び同給与局長と交渉を行った。日比谷野外音楽堂での中央行動には全国から3千人の仲間が結集し、霞が関周辺のデモ行進や人事院前でのシュプレヒコールなど、交渉支援を行った。

交渉では、勧告日が例年とおおむね同様の日程になることが示されたが、官民較差は、月例給・一時金とも「今の段階では何とも言えない」との回答に終始。一方、「報告で給与制度の総合的な見直しについての検討表明を行う予定」との見解が突然示された。人事院の回答・交渉状況は以下のとおり。

今年度の勧告について

勧告に向けて、おおむね例年同様の日程を念頭に鋭意作業を進めている。退職者の減少と新採用抑制の影響で行(一)職員の平均年齢は上昇している。官民較差については、(月例給・一時金とも)今の段階では何とも言えない。

50歳台後半層の給与について

去年の措置(55歳昇給停止・昇格改悪)を講じても依然として官民較差があるが、今年も何か措置するかということとは別に、今後の検討は必要と考えている。

雇用と年金の接続について

再任用は「当面の措置」で、年金支給開始年齢が62歳に引き上げられる段階で定年



延長を再検討してほしいという人事院のスタンスに変わりはない。(裏面へ続く)

(続き…表面より)

公的年金が全く支給されない民間の再雇用者の給与の具体的な実態が、来年度から把握できるようになること、各府省では現在、来年度における再任用職員の具体的なポストや勤務地等を検討している段階であることから、再任用職員の給与のあり方については判断できる状況にはないところ。人事院としては実態をさらに詳しく把握をした上で、必要な検討を進めることとしたいと考えている。

給与制度大改悪へ!?

公務員給与のあり方について

2005年度の給与構造改革の勧告から10年近くが経っており、その間社会経済情勢、雇用情勢は大きく変化し、高齢者雇用のための環境整備も官民を通じた課題となっている。こうした中、公務員給与のあり方について、50歳台職員の官民の給与格差の問題や、地域における給与水準のあり方、成績反映のあり方など、一層の取り組みを進めるべき課題が生じてきている。

俸給表構造や諸手当のあり方を含め、給与制度全体について総合的に見直していく必要があると考えている。こうした認識に基づいて、主に次の課題について「報告」で検討表明を行う予定。

- ① 50歳台後半層の官民の給与差を踏まえ、世代間の給与配分の更なる見直し
- ② 地域間の給与配分の更なる見直し
- ③ 人事評価の適切な実施と給与への適切な反映、昇給効果のあり方
- ④ 技能・労務関係職員の業務の見直しと民間の状況を踏まえた給与水準の見直し
- ⑤ 民間企業の組織形態の変化に対応した職種別民調における調査対象従業員の拡大

これに対し公務員連絡会は、「較差がどうなるかも示さない中で、制度改革の具体的項目に言及するのは議論の順番を逸脱している」と指摘した。その後の報告集会でも吉澤事務局長は「(05年当時の)給与構造改革は、50年ぶりの大改悪として強行され、極めて深刻な生涯給与の減額を余儀なくされる大混乱の中で行われたにも関わらず、わずか数年で新たに見直しの考えに触れる考え方は極めて遺憾だ。今年度の勧告を直前に控えた段階で、官民較差等には触れていないことも不満であり、再度局長交渉を実施することとした」と述べた。

参院選での自民党大勝を受けて、政府自民党は更なる公務員給与削減への動きを見せてきている。私たちの労働基本権制約の代償措置たる人勧機能が失われ、政府の言いなり機関とさせないよう、県職労は、引き続き、人勧期闘争への結集を図っていく。

